

## 業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪府立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	備考
1	体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務	01:医療・試験検査、理化学機器等	ドルニエメドテックジャパン(株)	3,024,000	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
2	コンピューテッドラジオグラフィシステム保守点検業務	02:システム運用保守	富士フイルムメディカル(株)	3,543,026	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
3	臨床検査業務(ホルター心電図解析を含む)	04:臨床検査	(株)ビー・エム・エル 大阪第1営業所	6,305,634	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
4	注射器払出機一式保守点検業務	01:医療・試験検査、理化学機器等	(株)ユヤマ	1,375,920	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
5	経営改善支援業務	01:各種施策研究・調査	(株)麻生	11,016,000	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G25	
6	病院情報システム改修業務(DPC導入支援)	02:システム運用保守	日本電気(株)	2,916,000	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
7	MRI装置保守点検業務	01:医療・試験検査、理化学機器等	GEヘルスケア・ジャパン(株)	11,669,400	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
8	コージェネレーションシステムメンテナンス定期点検業務	09:その他保守点検整備	大阪ガス(株)	5,616,000	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	
9	X線CT装置保守点検業務	01:医療・試験検査、理化学機器等	東芝メディカルシステムズ(株)	4,795,200	平成26年4月1日		地方公営企業法施行令第21条第14第1項2号	G3	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 特名理由書

### 1 案件名称

体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

ドルニエメドテックジャパン株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている体外衝撃波結石破碎装置は(以下、「ESWL」という。)はドルニエメディツィンテック社(ドイツ)製である。また、ドルニエメドテックジャパン株式会社は同社の日本における唯一の日本社である。

ESWLの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、手術の実施ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がること予想されるため、本業務をドルニエメドテックジャパン株式会社に委託する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課 (電話番号 06-6150-8025)

## 特名理由書

### 1 案件名称

コンピューテッドラジオグラフィシステム保守点検業務

### 2 契約相手

富士フィルムメディカル株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されているコンピューテッドラジオグラフィシステムは（以下、「システム」という。）は富士フィルムメディカル株式会社製である。

当該システムはエックス線撮影をデジタル処理することにより鮮明な画像を安定的に出力し、かつ、画像処理条件を装置内部で変更できるものである。さらにCT・エックス線テレビ撮影装置・MRIなどの画像情報を一元管理することも可能である。

システムの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、診療業務に大きな影響を与えることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務を富士フィルムメディカル株式会社に委託する。

### 4 根拠法

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8025）

## 特名理由書

### 1. 案件名称

大阪市立十三市民病院臨床検査業務（ホルター心電図解析を含む）

### 2. 契約の相手方

株式会社ビー・エム・エル大阪第一営業所

### 3. 随意契約理由

平成 18 年度より市民病院における臨床検査業務は、外部業者に委託していた項目についても総合医療センターに合わせた形で集約化されることとなった。しかし、細胞診・病理組織検査やホルター心電図などのいくつかの検査は、業務委託先の専門医による検査結果所見が重要視され、頻繁に委託先業者が変わると診療に支障をきたすことがある。

株式会社ビー・エム・エルについて過去の診断データとの突合や臨床上の必要性からやむを得ず旧業者に検査依頼する場合があるため、平成 26 年度についても引き続き同社に業務を委託する。

### 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8000）

## 特名理由書

### 1 案件名称

大阪市立十三市民病院注射薬払出機一式保守点検業務

### 2 契約相手

株式会社ユヤマ

### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている注射薬払出器（以下、「装置」という。）は株式会社ユヤマ製である。

本装置は病院情報システムと連動し、薬剤部業務を支援するものである。具体的に装置は、患者ごとのトレーに処方箋・注射薬・補液ラベルの発行を行い、本来マンパワーに頼っていた業務を担っている。

しかし、装置の機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がる事が予想される。また、装置の長期間の停止は、人的業務が増大されることとなり、服薬指導や調剤業務といった薬剤業務に大きな影響を与える結果となりかねない。よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務を株式会社ユヤマに委託する。

### 4 根拠法

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8025）

## 特名随意契約理由書

1．案件名：大阪市立十三市民病院経営改善支援業務

2．契約相手：（株）麻生病院コンサルティング事業部

3．特名理由

十三市民病院の経営収支の改善については病院の最重要課題と位置づけ、費用の削減、収益の確保等に取り組み、経営改善を図ってきたところである。

このような中、経営収支の均衡を目指し平成 21 年度から外部の経営コンサルタントを導入した。導入後、経営にかかるすべての事項について現状把握と問題点の分析、業務の見直しや改善を順次行い、毎年一定の収支改善を行ってきた。しかし、依然として収支不足の経営状況に変わりなく、引き続き、単年度黒字化を目標として経営改善に取り組むこととしている。

特に平成 26 年度については、これまで行ってきた十三市民病院の経営実態の分析、問題点の改善等を踏まえ、平成 25 年度に策定した「中期経営改善計画」を具体的に実施することが主要業務である。この「中期経営改善計画」は現行のコンサル業者が十三市民病院の周辺地域の人口動態、疾病推計、医療環境等の外部環境分析と病院の医師体制等の内部環境分析から策定した改善案と実施工程案であり、具体化には同計画を策定した業者による推進支援と進捗管理は欠かせない。また、同社は平成 28 年度からの DPC 導入に向けたきめ細かい分析を行うことができ、原価計算を用いてコスト面からも他病院との比較・分析を行い、より一層の経営改善に取り組むことが可能である。

以上のことから、平成 26 年度の契約については、引き続き現行の業者に経営コンサルタント業務を委託するほうが有効であり、上記業者と特名随意契約を締結することとする。

4．根拠法

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当

5．担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

# 特名理由書

1. 案件名称

病院情報システム改修業務（DPC 導入支援）

2. 契約の相手方

日本電気株式会社

3. 随意契約理由

当病院の病院情報システムは日本電気株式会社が開発した同社独自のシステムであり、そのドキュメントは同社の社外秘密事項である。このため、本業務にかかるシステム改修（DPC 導入支援）は、同社以外での業者では作業が不可能である。

よって、当該業務の委託契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため、日本電気株式会社に特名随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

## 特名理由書

### 1 案件名称

MRI 装置保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

GE ヘルスケア・ジャパン株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている磁気共鳴断層撮影装置は(以下、「MRI」という。)はGEヘルスケア・ジャパン株式会社製である。

MRIの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、撮影業務ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務をGEヘルスケア・ジャパン株式会社に委託する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課 (電話番号 06-6150-8025)



## 特名理由書

### 1 案件名称

大阪市立十三市民病院コージェネレーションシステムメンテナンス定期点検業務

### 2 契約の相手方

大阪ガス株式会社

### 3 随意契約理由

現在、十三市民病院内のコージェネレーションシステム（以下、「システム」という。）は、大阪ガス株式会社の供給の元で稼動している。

このシステムは、ガスによって作られたエネルギーで電気を発電させるシステムであり、多くの医療機器を抱える病院内の電気供給を行うため、常に正常な状態に保つことがメンテナンスの目的である。「ガス」という危険物を扱う設備のため、事故を未然に防止するという観点からも専門的な知識を有していることが業者選定における条件として必要である。また、このシステムは同社独自のシステムであり、その内容は同社の社外秘密事項である。このため、本システムにかかるメンテナンスは、同社以外での業者では作業が困難である。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するため、本委託業務を大阪ガス株式会社に委託する。

### 4 根拠法

（ 1 ）地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号

（ 2 ）大阪市随意契約ガイドライン

「特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき」のうち G3「測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者に特定される業務」

### 5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課 （電話番号 06-6150-8025）

## 特名理由書

### 1 案件名称

大阪市立十三市民病院 線CT装置保守点検業務

### 2 契約の相手方

東芝メディカルシステムズ株式会社関西支社

### 3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている全身用X線コンピュータ断層撮影装置は(以下、「CT」という。)は東芝メディカルシステムズ株式会社製である。

CTの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要であり、当該メーカー以外の事業者が行うことは不可能といっても過言ではない。また、当該メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、撮影業務ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がることが予想される。

よって、本業務を東芝メディカルシステムズ株式会社に委託する。

### 4 根拠法

(1) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

(2) 大阪市随意契約ガイドライン

「特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき」のうち、G3「測量、設計、設備・器械等の補修(修繕)・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」に該当

### 5 担当

大阪市病院局十三市民病院管理課 (電話番号 06-6150-8026)